

2025 年 7 月 1 日

株主各位

神戸市中央区中山手通五丁目 1 番 3 号
株式会社イトーヨーギョー
代表取締役社長 畑中 雄介

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入に伴う
自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2025 年 4 月 15 日開催の当社取締役会において、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数	普通株式 31,250 株
2. 処分株式の割当方法	第三者割当ての方法による。
3. 処分株式の給付金額	処分株式 1 株につき 金 597 円
4. 給付金額の総額	金 18,656,250 円
5. 現物出資財産の内容及び価額	当社取締役会決議に基づき、当社から対象従業員である当社の従業員に付与され、当社の従業員から本持株会に拠出される当社に対する金銭債権合計金 18,656,250 円（処分株式 1 株につき出資される金銭債権の額は金 597 円）を現物出資の目的とする。
6. 処分先	イトーヨーギョー従業員持株会 31,250 株
7. 処分株式と引換えにする財産の給付期日	2025 年 7 月 29 日

以上